

「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書（案）」に関する意見募集における
御意見の概要と御意見に対する考え方

「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書（案）」に関する意見募集結果
 募集期間：令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 1 月 27 日まで
 提出数：18 件

御意見の概要と御意見に対する考え方、本資料における略称規定は以下のとおり。
 なお、行政手続法第 43 条第 2 項の規定に基づき、提出意見は整理・要約している。

- ・ 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会（以下「小委員会」という。）
- ・ 小委員会において検討している新たな制度（以下「本制度」という。）
- ・ 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書（案）（以下「報告書案」という。）
- ・ 産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（同法第 2 条第 22 項。以下「事業再生 ADR」という。）

整理 番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
第 1 部 総論（早期での事業再生を図るための事業者の債務整理の重要性）		
1	・ 「新たな制度の方向性」の基本的考え方については、賛成。早期の立法と施行が望ましい。 ・ 新制度は、多数決による事業再生計画の採択を通じて金融債権者の権利変更を可能とする設計であるため、全債権者にとって納得性のある制度・運営が望ましいと考える。 ・ 窮境に陥るおそれがある事業者の再構築を図り、合従連衡を	・ 頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。

	促進するために、特別多数による決議と裁判所の認可により債権者の権利変更を可能とする第三の制度（以下「本制度」という。）の創設を志向する今般の報告書（案）の方向性に賛成する。 ・ 一方で、本制度を実務的に利用可能なより良い制度とするためには、先行する各国の法制や現在の実務プラクティスなどを参考に再度検討を行うべきである。 ・ 今後、本報告書（案）を踏まえた詳細事項に関しては、本制度の債権者となる金融業界等とも引き続きコミュニケーションを行いながら検討を行っていただきたい。 ・ わが国経済の持続的成長に向け、事業再構築を通じた企業の収益力強化・生産性向上は不可欠であり、本制度が掲げる、早期かつ迅速な事業再構築を目指す方向性について異論はない。 ・ 公平中立的な第三者機関である指定法人と裁判所が手続に関与することで、事業者が本制度を利用することの正当性、再生計画案の策定手続の透明性・公平性を担保し、また、決議要件に頭数要件を設ける等、多数決の濫用防止にも慎重に配慮した内容が提示されており、大筋の制度設計についても異論はない。 ・ しかし、円滑な制度の運用のためには、制度の大枠を定める法律レベルの規定だけでなく、政省令レベルの規定や実務面の詳細についても、関係者間で丁寧な議論を重ねていくこと	
--	---	--

	が重要である。 加えて、事業者による誠意のある対応は適切な制度運用に不可欠であることから、制度を利用するにあたっての基本的な考え方を浸透させることも重要である。	
2	- 本制度が、いわゆる「ゾンビ企業」を延命するだけの制度とならないよう工夫していることは何か。 - 事業再生の定義が企業の存続を目的としていると思いますが、本業の業績回復又は業種転換による業績回復が事業再生であるべきだと思います。民事再生したのち営業権譲渡で企業を分割、再生する気がなく廃業をさせているケースもあり、本来の目的を達成していないと思われます。 - 国が関与する以上、雇用維持、税収確保、資産維持が達成されていなければいけないと思います。	- 本制度を活用する場合は、主要債権者が本制度の利用に異議を示していないことといった対象債権者集会の決議成立の見込み等を指定法人が確認したうえで、対象債権者集会において、専門的知識に基づき与信を行う「プロ債権者」の多数の同意（総議決権者の議決権の総額の4分の3以上の同意）を満たすことが必要としております。 - 加えて、指定法人・裁判所が清算価値保障、すなわち権利変更される結果、債権者に配分される利益が事業を清算した場合の配分利益を上回っているかどうかを確認・審査する制度としております。
3	- 本制度は、既存の私的整理を先行して実施し、その上で、全員一致の結論が生じなかった場合に本制度を利用する「前置型」を原則とすべきである。 - 様々なニーズに応じている既存の私的整理を先行実施したうえで、一部債権者が反対した場合に、本制度を利用する形が望ましい。	- 本制度の対象債権の範囲は、既存の準則型私的整理において個別の事情に応じて選択し得る対象債権の範囲と必ずしも一致するとは限らないため、仮に、既存の準則型私的整理手続を本制度に前置した場合、対象債権の範囲の違いから計画を策定し直す必要が生じる可能性があることや、本制度が後続に控えていることを鑑み、先行する準則型私的整理の開始時において一部の債権者が一時停止の要請に応じない可能性もあると考えております。 - こうした背景を踏まえると、本制度は事業再生 ADR 等の既存の事業再生の手続に新たな選択肢を与えるものとして、既存の準則型私的整理手続と並置させることが適当であると考えております。

4	政府系金融機関が取り扱う資本性ローンについて、本制度が法的整理手続ではないことから、劣後扱いとはならないよう取り扱いを明確化していただきたい。	- 本制度においては、対象債権者の権利の変更の内容は、対象債権者の間では平等でなければならないことを原則としつつ、ただし、対象債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、例外を設けることも考えております。 - その上で、本制度において、政府系金融機関が取り扱う資本性ローンをどのように取り扱うべきかについては、個別案件に応じて検討すべき論点であり、一概にお答えすることは困難であると考えております。
5	本制度を創設することによる「金融機関等」側のメリットについて御教示いただきたい。	本制度の利用にあたっては、第三者機関や裁判所が清算価値保障、すなわち権利変更される結果、債権者に配分される利益が事業を清算した場合の配分利益を上回っているかどうかを確認・審査することで、対象債権者は、一時的には債権カット等の痛みを伴う可能性はあるものの、事業を清算した場合よりも配分利益が大きくなることが見込まれると考えております。
6	本制度の創設によって「金融機関等」による与信判断が厳しくなる等、借手にとって不利益が生じる可能性についてご教示いただきたい。	- 小委員会において、本制度は不存在であっても、経済的に窮境にある事業者に対する債権について多数決及び裁判所の認可によって権利変更がなされる点で本制度と類似する民事再生や会社更生といった法的整理手続が既に存在しており、これらの手続によって強制的に権利変更がなされることが予測されることから、本制度創設という変動は、現状の期待内容の範囲内ということができる、という意見書が提出されております。 - また、法的整理手続は、倒産状態に至った後に、公告がなされる公開手続であり、債権者の多数決及び裁判所の認可によって、債務の減免等が認められるところ、手続開始時に公告が行われることもあり、債務者の取引関係に大きな

		影響を及ぼしやすく、事業価値や収益性の毀損への影響の程度が大きくなりやすいという特徴があります。 これらの見解を前提に、経済的窮境に陥る前の段階から、金融機関等の有する金融債権に限定して債務の減免等を行うことは、清算価値保障による対象債権者一般の利益に適合しつつ、取引先や雇用等の利益にも資するといった社会的・経済的観点からの公共的利益の実現も達成すると考えております。
7	特別多数決の決議と裁判所の認可によって、反対債権者の権利変更をも生じさせることになる点については、憲法の定める財産権の保障（第 29 条）や法の下での平等（第 14 条）に反することにならないか慎重に検討すべきである。	対象債権者集会における特別多数決の決議とその裁判所の認可により、反対債権者も含めて、対象債権者の権利を変更する制度である点について、憲法学者からは、小委員会において、下記の意見書をいただいております。 ① 本制度の対象債権を金融機関等有する金融債権に限定した場合、最高裁平成 14 年 2 月 13 日大法廷判決（インサイダー取引規制の合憲性判断）を踏まえて、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量したところ、本制度の内容を考慮すると、十分に正当化根拠をもって憲法第 29 条第 1 項に違反しないと考えられる。また、会社更生法の合憲性を判断した昭和 45 年最高裁決定を踏まえても、少なくとも認証紛争解決事業者と同等の要件を満たし、かつ、事業再生の知見及び専門性を有する指定法人が行う手続の適法性及び公平性を認可段階で裁判所がチェックすることをもって、本制度の手続の適正性も担保されていること、対象債権者集会における審理、議決を経ること、対象債権者集会での事業者による情報提供及び債権者への意

		見陳述の機会を付与することなどから上記決定と整合的であり、本制度の合憲性に疑義は認められない。 ② 本制度において、(イ) 金融機関等はいわゆる「プロ債権者」であり、その有する貸付債権は商取引債権と差異があること、(ロ) 金融機関等が、事業者が経済的に窮境に陥るおそれのある状態に対して何らの措置を行わないことは適切ではないこと、(ハ) 事業再生の慣行として、2000 年代より 20 数年を経て、私的整理により金融機関等の金融債権のみを減免して事業再生を図る手法が確立され、金融機関等の金融債権と商取引債権を含むその他の債権は実質を異にしたものという一定の規範意識が形成されつつあること、などを踏まえると、金融機関等の金融債権とその他の債権を異なる取扱いとすることには合理的根拠があり、憲法第 14 条第 1 項に反しない。 ・ 上記の見解を前提に、本制度は (イ) 倒産前の段階で、金融債権に限定して債務の減免等を行うことは、事業の維持・再生を図ることによる私的利益及び清算価値保障による対象債権者一般の利益に適合しつつ、取引先や雇用等の利益にも資するといった社会的・経済的観点からの公共的利益を実現するために必要かつ合理的な手段となること、(ロ) 金融機関等に限って多数決を行い集団的意思決定を行うことに合理性があること、(ハ) 制度化された手続に沿って、第三者機関及び裁判所が関与して、多数決の濫用の弊害を防止する仕組みが取られていることから、正当性を有するものと考えております。
--	--	--

8	「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要」との記載をしっかりと踏まえ、制度全体における労働者保護の方策を法律に明記すべきである。	- 報告書案では、早期での事業再生を円滑に行うことができるよう、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、（商取引債権や労働債権は入らない）金融債務の整理を迅速に行うことができる制度として検討を進めており、本手続によって、本制度の対象外である労働債権の権利変更が可能となるものではありません。 - 以上の前提のもと、報告書案においても、「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要である。」と記載されている点も踏まえ、頂いた御意見も参考に、今後、本制度における労働者保護の方策について、具体的な検討を進めてまいります。
9	- 新制度の検討にあたって参照された「事業再生 ADR」などの準則型私的整理では第三者機関（指定法人の関与やガイドラインが定められているが、透明性・公平性の観点からは十分な制度的な担保がなされているとは言い難い。 - 報告書（案）においては、裁判所の関与があくまでも対象債権者による決議の認可にとどまっており、労働者の解雇や労働条件の不利益変更などについて、労働者・労働組合などの関与に関する規定が欠けている。新たな制度の正当性として「取引先や雇用等の利益にも資するといった社会的・経済的観点からの公共的利益の実現を達成するために必要かつ合理的な手段となること」が掲げられているが仮に新制度による事業再生によって労働者の不利益になるようなことがあれば、憲法違反とならないための正当化根拠も失われかねない。 そのため、早期事業再生計画案などにもとづき、少なくとも労働者の雇用や労働条件の変更がある場合には、第三者	- 報告書案では、早期での事業再生を円滑に行うことができるよう、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、（商取引債権や労働債権は入らない）金融債務の整理を迅速に行うことができる制度として検討を進めており、本手続によって、本制度の対象外である労働債権の権利変更が可能となるものではありません。 - したがって、本制度による対象債権者集会における決議や裁判所の認可の法的な効力が及ぶ範囲は、あくまで権利変更の対象となる金融債権であり、当該決議や認可のみによって、労働者に不利益な処分が可能になるわけではないと考えております。 - 以上の前提のもと、報告書案においても、「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要である。」と記載されている点も踏まえ、頂いた御意見も

	機関（指定法人および裁判所）に、労働組合などへの事前の情報提供や協議がなされているか否かの確認を行うことを義務づけるべきである。 ・ 事業再編は、労働者の雇用や労働条件に大きな影響を及ぼす懸念があることや、再編後の円滑な事業運営には労働者・労働組合の理解と協力が不可欠である。 ・ 報告書（案）が提起する新たな制度（以下、新制度）における債務整理の対象は 金融債権に限定することが想定されているが、事業再編を進める上では人員整理や労働条件の引き下げが行われることがほとんどであり、債務整理の結果として労働者にも影響が及ぶことになる。 ・ したがって、新制度においても、労働組合などへの事前の情報提供や協議の義務づけをはじめ雇用の安定に必要な法的対応を講ずるべきである。	参考に、今後、労働組合等との協議等について、具体的な検討を進めてまいります。
第2部 各論（新たな制度の方向性）		
（1）対象事業者		
10	・ 本制度の対象事業者は「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」とされているが、今後、判断基準となるような考え方や目線等を法律において明確に示していただきたい。 ・ 少額債権者保護の観点から、本制度において対象となる「経済的に窮境に陥る恐れのある段階」につき、該当する具体的な水準、状況を明らかにしていただきたい。 ・ 「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」の該当性については、事業再生 ADR 等の既存の準則型私的整理と同様の基準をもって判断するものとされるべきである。	・ 本制度の対象事業者は、報告書案では、民事再生法上の「経済的に窮境にある」状態の前段階として、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」としているところ、頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。

	新たな制度を創設することに賛成する。ただし、対象となる事業者は、「倒産前の状態」の事業者だけでなく、民事再生法や会社更生法の手続開始要件を充足する状態の事業者を含むことを明確にすべきである。	
11	- 法令上、誠意のない事業者の排除に係る規定を設けない点に異論はないが、「事業者は金融機関に対して平時・有事共に誠実な対応が求められる」、「円滑な事業再生のためには、拙速な多数決によって手続を進めるのではなく、まずは債権者の全員一致が目指されるべきである」等、本制度を利用するうえでの基本的な考え方を何らかの形（法令でなくともガイドライン等）で明確化することを検討いただきたい。 - 本制度において、事業者（申請者）においてできる限り全員の同意の取得を目指す努力義務を規定すべきである。	小委員会の委員からも、本制度を利用する場合にも、実務的には全員同意を得ることを目指すことが望ましいとの意見もあったところ、頂いた御意見も参考に、今後、検討を進めてまいります。
12	今後、本制度に関するガイドライン等が設けられる場合には、『誠意のない事業者』は本制度を活用できる可能性は低くなる」といった趣旨を債務者に周知いただけると有り難い。	- 粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者や、悪意を持って一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者を本制度の対象から排除することで、モラルハザードを防止することは重要と認識しております。 - こうした誠意のない事業者については、本制度の申請時に指定法人が確認する利用要件（主要債権者が本制度の利用に異議を示していないなど、対象債権者集会の決議が成立する見込みがないことが明らかでないこと等）や、対象債権者集会における決議の可決要件（対象債権者の多数の同意）の両者を満たすことができないと考えられることから、追加的な除外要件を設けずとも、制度設計上、自ずと排除されるものと考えているところ、頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。

(2) 対象債権

- | | | |
|----|---|---|
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> 対象債権者たる「金融機関等」については、証券会社・保証会社・独立行政法人など、現在の事業再生 ADR において対象としている金融債権者を広く対象とすべきである。 対象債権たる金融債権については、デリバティブ債権等の対象金融機関等による金融サービス取引に係る債権（手数料請求権、違約金請求権、損害金請求権を含む。）全般を対象とすべきである。 証券会社を「金融機関等」に含めるとともに、「金融債権」として、銀行や証券会社の行うデリバティブ取引に基づく損害賠償金や違約金、その他の金融取引に基づく違約金、（期限前弁済による借り換えの場合に生じる）清算金やブレイクファンディングコスト、保証債権等を対象債権にするべきである。 消費者金融や信販会社などのノンバンクや債権回収会社（サービサー）を含めている点は、制度の適正運用の観点からは疑義を呈さざるを得ない。預金取扱金融機関に限るなど対象債権者の範囲はより限定すべきである。 対象債権の範囲については、一定の柔軟性のある規定にしつつ、合理的な理由があれば対象債権から除外できる形にすることが望ましい。 「金融機関等」の定義について、「その他これらに準ずる経済 | <ul style="list-style-type: none"> 本制度では、専門的知識に基づき与信を行う「プロ債権者」であることや、事業再生にかかる実態等を踏まえて、対象債権は金融機関等有する金融債権に限定するとし、報告書案では、以下の者（※）が有する金融債権として取りまとめております。 ※ 預金保険法に規定する金融機関及び外国銀行、農水産業協同組合、保険会社（外国保険会社等、免許特定法人を含む。）、貸金業者、政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等、地方公共団体、上記の者が有していた金融債権を譲り受けた債権回収会社その他これに準ずる経済産業省令で定める者。 こうした「プロ債権者」としての集団性や 2000 年代からの事業再生の慣行を考慮せず、徒に範囲を限定することは、債権者間で不公平感を生じさせることに繋がり、対象債権者集会での決議への対象債権者の同意を得ることや事業再生に必要な債務整理が困難となり、結果として事業再生を行うことの妨げに繋がる懸念があると考えているところ、頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。 なお、対象債権者等が権利を悪用する懸念については、本制度の手続や決議の内容が法令に違反していないことについて、第三者機関の調査や裁判所による認可の要件とすることで、本制度が適切に担保されるものと考えております。 |
|----|---|---|

	産業省令で定める特殊法人等」、「その他これに準ずる経済産業省令で定める者」等、今後更なる明確化を検討いただきたい。 ・ 「金融債権」の定義について、注 20 に記載のあるデリバティブ債権の取扱いを含め、今後更なる明確化を検討いただきたい。 ・ 想定される金融債権の二次取得者はサービサーだけではなく、事業再生ファンド・海外ファンド等様々なプレイヤーが存在するところ、どこまでの範囲の者が「プロ債権者」性を有するとして省令でカバーされるのか。 ・ 「中小企業団体の組織に関する法律」第 3 条に掲げる中小企業団体（以下、組合）は除外されることを明らかにすべきである。また、中小機構が実施している高度化資金についても影響が大きいため、対象債権から除外であることを明らかにすべきである。 ・ 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合や同連合会が組合員に対して有する金融債権は本制度の対象債権に非該当としていただきたい。 ・ 金融機関等有する「金融債権」とは、金融機関等（貸主）が事業者（借主）との間で締結した金銭消費貸借契約に基づ	
--	---	--

	く貸金債権（利息を含む）を意味するか。また、金融機関等が行った事業者に対する事業性融資に限定されるか。 ・ 「直接の商取引に影響しない」の定義を明らかにしていただきたい。 ・ 金融機関等が有する「金銭債権」であっても、金融機関等が事業者に対する「与信」を伴わずに有することとなったものは、金融機関等有する「金融債権」に含まれないということによいか。 ・ リースの取扱いについて、本報告書では明確でないが、ファイナンスの性質をもつリースは金融債権に当たるのではないか、リース会社による与信・債権回収の判断は金融機関と同様であり「プロ債権者」性があるのではないか。海外のリース会社の場合はどのように取り扱われるのか。 ・ 「金融機関等の金融債権」に、リース債権や、地方公共団体と保証協会との損失補償契約に基づく権利は含まれること、また、プレDIPファイナンスは含まれないこととしていただきたい。	
14	・ 本制度に於いて、「預金保険法に規定する金融機関及び外国銀行」「農水産業協同組合」「保険会社(外国保険会社等、免許特定法人を含む。)」 「貸金業者」「政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等」「地方公共団体」（以下「預金保険法に規定す	・ 債権回収会社（サービサー）については、債権管理回収業に関する特別措置法によって、債権管理回収業として扱うことが可能な債権の範囲が規定されていると認識しているところ、頂いた御意見については、今後の施策の参考といたします。

	る金融機関等」という。) が有する金融債権の全てを、サービスが扱えるようにしていただきたい。	
15	「担保付債権の扱い」については、本報告書案の規律に賛成する。 - 権利の変更の対象は、対象債権のうち「非保全部分」に限り、議決権の額は「非保全部分の額」とすることに賛成。なお、「保全部分」の権利の変更については、リスケジュールであっても対象債権者（保全債権者）の個別同意が必要である。 - 保全部分についても、本制度における多数決による権利変更の対象に含めるべきである。 - 報告書の方式を採用する場合、リスケ型の計画案について、私的整理から本制度への移行という場面を想定すると、私的整理段階では保全/非保全が区別されず担保評価が問題とならないにもかかわらず、本制度に移行した途端、非保全部分の議決権確定のために担保評価がクリティカルな問題となり、手続的な負担が重くなる。 - また、一般的に、私的整理における計画案では、保全部分であっても、一定の権利変更（期限の猶予等）が含まれているのが通常である。そうすると、報告書の方式による場合に計画を成立させるには、①非保全部分の4分の3以上の賛成に加え、実質的には、②保全部分を有する債権者全員の同意が必要となる。これは、保全部分を有する債権者全員に、（当該保全部分が相対的に小さい割合だとしても）計画案に対する拒否権が事実上付与されることを意味し、	- 担保付債権の保全部分の考え方について、委員からも、「事業再生 ADR では、対象債権の権利変更が全員同意で行われるため、債権者は担保権の有無に関わらず手続に参加し、議決権を行使していることを踏まえると、本制度においても、担保付債権の保全部分の額についても議決権を付した上で、保全部分についても多数決により期限の猶予等を決議できることとすることが自然」との意見もありました。 - 一方で、報告書案においては、期限の猶予も含めて対象債権の権利の変更にあたり、また、担保権の付いた債権の扱いについては、実体法上の担保権の優先性が尊重されるべきであると考えております。 - 以上の前提のもと、民事再生法における取り扱いも踏まえ、担保付債権の保全部分は、多数決による債務の減免や期限の猶予等の権利変更の対象とはならない制度として、関係省庁・関係機関を含めて報告書案を取りまとめておりますところ、頂いた御意見は今後の施策の参考といたします。

	保全部分を有する債権者が無担保債権者に対してしわ寄せが行く内容の計画を強硬に主張し、それを本制度を用いて無担保債権者に押しつけるような状況が生じることが懸念される。 ・ 加えて、本制度において、保全部分が多数決による権利変更の対象から除外された理由について、本報告書に記載されているのは、「制度設計が複雑となり得る」（本報告書 20 頁）という点である。しかしながら、制度をシンプルにした結果、使いづらい制度となったり、種々の弊害が生じたりするようであれば意味がない。また、小委員会における議論では、保全部分を権利変更の対象に加えると「裁判所で担保評価が問題になり、相当重い手続になる懸念を持っている」という点が指摘されている。もっとも、保全部分を本制度における権利変更の対象から除外したところで、「裁判所で担保評価が問題」になるという点が解決するわけではない。 ・ 弁済スケジュールは変更するが債権の全額を支払うことを前提とする「期限の猶予」が、担保権を侵害することには該当しないと考えられる。先行する各国の制度においても担保付債権を制度に取り込んでいない事例は見当たらないため、この点を再考し、より利用価値の高い制度が創設されることを期待する。 ・ 期限の猶予と権利の減免の可決要件に有意な差を設けることが公平である（例えば前者の可決要件を 3 分の 2、後者を 4 分の 3 とするなど）。期限は猶予するが権利の減免がなさ	
--	---	--

	れない権利変更と権利の減免を伴う権利変更との間には質的に大きな違いがある。	
16	- 担保評価額算定に関するプロセス（評価機関をどのように選定し、評価額をどのように確定させるか等）の明確化を検討いただきたい。 - 本制度は非保全債権を対象（権利変更、議決権）としているが、本制度の円滑な運営のため、保全部分の評価方法について明確化していただきたい。	頂いた御意見や既存の法的整理や事業再生 ADR の仕組みも参考に、担保評価額の算定については、今後、具体的な検討を進めてまいります。
17	事業者のオーナーやその関連会社からの投融資の扱いを、事業再生 ADR 等における規定や実務を参考に明確化を検討いただきたい。	- 株主責任や経営責任に関しては、例えば、事業再生 ADR では、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 29 条第 1 項において、債権放棄を伴う事業再生計画案については、株主の権利の全部又は一部の消滅について定められていること（第 3 号）や、役員の退任について定められていること（第 4 号）等に該当するものとするものとされております。 - 頂いた御意見や事業再生 ADR の仕組みも参考に、本制度における株主責任や経営者責任の在り方等については、今後、具体的な検討を進めてまいります。
18	地方公共団体が有する金融債権を対象とするケースにおいて、下記 1. 2. のいずれも、地方自治法に規定する自治体の権利の放棄に該当するか（議会の議決を要するか）。もしくは、本制度では、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがなされることにより、該当しないのか。 1. 地方公共団体が、債権者集会で権利変更（債務免除を含む）に同意する際	- 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に規定する「権利の放棄」は、権利者（地方公共団体）の意思行為により権利を消滅させる行為を指すと解されております。 - そのため、1. の場合であって、債務の免除を含む権利変更に同意する場合は、地方公共団体による権利の放棄に該当するため、条例等に特別の定めがない場合は、普通地方公共団体の議会による議決が必要になります。

	2. 地方公共団体は債権者集会で権利変更に不同意としたが、債権者の4分の3以上の賛成及び裁判所の認可により権利変更となった際 ・ もし、自治体の権利の放棄に該当する場合、1においては、議会の議決が必要となり、事業再生計画の提示から同意まで長期間を要するため、早期の事業再生の支障にならないのか。 ・ 2においては、議会の議決が無いままに権利変更がなされることに問題は無いのか。	・ 一方で、2. の場合であって、債務の免除を含む権利変更が決議され、裁判所が認可した場合は、当該債務の減免は権利者の意思によらずに行われたものであることから、「権利の放棄」と解することはできないため、地方自治法第96条に基づく議会による議決は不要となります。 ・ なお、いずれの場合であっても、対象債権者集会においては、対象債権者に対して意見を陳述する機会が付与されたうえで、決議がなされるものと想定しております。
19	・ 法令整備の際に、中小企業・小規模事業者を主な利用者としている「金融機関等」が有する金融債権は、「本制度で権利変更の対象となる債権」に含まれないものとして除外等するということがよいのか。 ・ 例えば、信用協同組合や株式会社商工組合中央金庫は、預金保険法第2条第1項に規定する金融機関であるが、主な貸出先は中小企業・小規模事業者であると承知している。 ・ 仮に中小企業・小規模事業者を主な利用者とする「金融機関」が有する金融債権を、「本制度で権利変更の対象となる債権」から除外しない場合、その理由を御教示いただきたい。	・ 本制度において、活用できる事業者を業種や事業規模によって制限を設けることは想定しておりません。 ・ なお、本制度では、専門的知識に基づき与信を行う「プロ債権者」であることや、事業再生にかかる実態等を踏まえて、対象債権は金融機関等有する金融債権に限定するとして、報告書案では、以下の者（※）が有する金融債権として取りまとめております。 ※ 預金保険法に規定する金融機関及び外国銀行、農水産業協同組合、保険会社（外国保険会社等、免許特定法人を含む。）、貸金業者、政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等、地方公共団体、上記の者が有していた金融債権を譲り受けた債権回収会社その他これに準ずる経済産業省令で定める者。 ・ こうした「プロ債権者」としての集団性や2000年代からの事業再生の慣行を考慮せず、徒に範囲を限定することは、債権者間で不公平感を生じさせることに繋がり、対象

		債権者集会での決議への対象債権者の同意を得ることや事業再生に必要な債務整理が困難となり、結果として事業再生を行うことの妨げに繋がる懸念があると考えているところ、頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。
(3) 新たな制度の利用要件		
20	- 指定法人は、手続申請段階の確認プロセスにおいて、制度利用の必要性や合理性を十分確認するような運営を検討いただきたい。 - 指定法人が確認を行うことについて賛成する。当該確認事項は、例示されている事項のほか脚注 25 にて説明されている事項を含むべきであり、事業再生 ADR 等の既存の準則型私的整理にて、確認事項とされている内容（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 28 条、29 条等）と同様の内容とすべきである。	指定法人は、事業者が提出する、対象債権の権利変更の方向性を含む事業再生の方向性等を記載した書面、対象債権の一覧等から、債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）、対象債権者集会の決議成立の見込み（主要債権者が本制度の利用に異議を示していない等）、対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込みを確認するものとして検討しているところ、頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。
21	- 指定法人の確認事項に、「対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込みがあること」に加えて、「少額債権者にとって不利益な計画となっていないこと」という点も追加していただきたい。 - 本制度の指定法人への申請時に、「主要債権者が本制度の利用に異議を示していない」ことを要件とするのであれば、少額債権者における合理的判断材料の一つとして、主要債権者が異議を唱えない理由も明確に示していただきたい（対象債権者集会の場でも可）。	- 本制度を活用するための要件の 1 つとして、対象債権者の一般の利益（清算価値保障）に適合する見込みがあることを確認することとしているとともに、裁判所が対象債権者集会の決議を認可する際には、少額債権者を保護する観点から、当該権利変更の内容が対象債権者間で平等であることを確認することで、多数決の濫用の弊害を防止することを考えております。 - なお、対象債権者には、①対象債権（非保全部分に限る）の権利変更の決議の賛否の判断に資する内容として、事業再生のための今後の事業活動に関する事項や、事業者の資産や負債及び収益や費用の見込みに関する事項等が記載された早期事業再生計画が提示され、また、②当該権利変更

		に関する内容及び早期事業再生計画に関して、法令適合性、清算価値保障原則の遵守の有無、事業者の資産及び負債の算定や当該権利変更後の事業者の財務状況の予測、担保目的物の評価を含む資産及び負債の評定が適切・公正に行われているか等の法令で定める調査事項を指定法人が調査した結果が報告されるものとして、検討を進めております。 ・ 加えて、事業者は、当該権利変更の決議の賛否の判断をするために必要な情報を提供するように努めなければならないこととして、検討を進めております。 ・ 以上の措置により、主要債権者が異議を唱えない理由を明らかにすることは不要と考えております。
22	・ 早期事業再生計画案に「事業の移転等や、雇用や労働条件の変更を含む内容がある場合」には、事業者に過半数労働組合等との事前協議を義務づけるべきである。 ・ また、その協議を可能とするため、第三者機関（指定法人あるいは事業者に対し、手続申請時に過半数労働組合等への通知を行うことを義務づけるべきである。 ・ 第三者機関（指定法人による早期事業再生計画の確認）では、事業者による計画に対する労働者の理解と協力を得るための努力やそのプロセスなどがなされたか否かについても確認するようにすべきである。	・ 報告書案では、早期での事業再生を円滑に行うことができるよう、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、（商取引債権や労働債権は入らない）金融債務の整理を迅速に行うことができる制度として検討を進めており、本手続によって、本制度の対象外である労働債権の権利変更が可能となるわけではありません。 ・ したがって、本制度による対象債権者集会における決議や裁判所の認可の法的な効力が及ぶ範囲は、あくまで権利変更の対象となる金融債権であり、当該決議や認可のみによって、労働者に不利益な処分が可能になるわけではないと考えております。 ・ 以上の前提のもと、報告書案においても、「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要である。」と記載されている点も踏まえ、頂いた御意見も

		参考に、今後、労働者の理解と協力を得るためのプロセスについて、具体的な検討を進めてまいります。
23	・ 粉飾は事業再生計画策定時のデューデリジェンス等で判明することが多い。本制度の利用申請・指定法人による確認後、事後的に事業者による粉飾等が判明した場合、主要債権者が本制度の利用に異議があったとしても、対象債権者集会の決議（否決）まで手続きが続行することになるのか。 ・ 本制度の利用申請後、または指定法人による確認後に粉飾等が判明し、主要債務者が本制度の利用に異議を示した場合には、その時点で手続きの中止を申立できる制度としてはどうか。	・ 頂いた御意見も参考に、指定法人による確認後に利用要件に該当しないこととなった場合等については、今後、具体的な検討を進めてまいります。
(4) 一時停止		
24	・ 指定法人は、本制度の利用要件を確認後に全対象債権者に対して、本制度の手続開始に該当する確認決定を通知し、かつ、法的強制力を伴わない、「一時停止の要請」を行うことに賛成する。ただし、一時停止の要請は、「事業者から求めがあった場合」に限定せず、必要的とすべきである。 ・ 裁判所による全対象債権者に対する回収行為等を行わない旨の一時停止命令を必須としないことには、反対。この一時停止措置は、法的拘束力を有するため、裁判所手続とすべきである。 ・ 裁判所による一時停止措置の前置として、指定法人による一時停止要請（法的拘束力を有しない）を行う場合には、その重要性に鑑み必ず実施するものとすべきであり、「事業者から求めがあった場合」に限ることには反対である。	・ 頂いた御意見も参考に、指定法人による一時停止の要請については、「事業者から求めがあった場合」に限定しないものとして、報告書案の修正を行います。 ・ 一方で、裁判所による全対象債権者に対する一時停止命令については、今後の施策の参考といたします。

25	- 一時停止の要請の対象行為は回収行為等であるが、具体的な実務運用としては、対象債権の回収、担保権の設定、相殺の禁止のほか、強制執行、担保権の実行や法的倒産手続の申立てをしないことを含めることも可能と整理すべきである。 - 裁判所による一時停止命令によっては、法的倒産手続の申立ては禁止されないものとすべきである。	頂いた御意見や他の法令も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。
26	現在法務省法制審議会では審議が進められている担保法の改正が実現した場合には、「担保権実行の中止」には「担保権実行の禁止」も含まれるように改正すべきである。	- 仮定の御意見であるため、予断をもって回答することは控えさせていただきます。 - なお、本制度の関係法令に関する議論については、引き続き注視してまいります。
27	一時停止命令の対象は、対象債権者の債権にもとづく強制執行、また、その債権に関する担保権実行に限定すべきであり、労働債権にもとづく先取特権は対象外であることを明確にすべきである。	- 本制度は、金融機関等が有する金融債権に限って権利変更の対象とするものであり、一時停止の対象も対象債権（金融債権）としております。 - したがって、本制度において、労働債権は権利変更の対象外であることから、一時停止についても要請の対象外であると考えております。
(5) 対象債権者集会における決議		
28	- 事業再生では、保全部分のリスケジュールを含めて計画策定される例も多いなか、保全部分の債権者の意見が事業再生計画に斟酌されるように、債権者会議で意見を述べる機会等が確保されるべきである。 「期限の猶予」のみならず、「金利の引き下げ」を行うようなケースにおいても、保全債権者が不利益を被るにもかかわらず多数決から排除されることが想定される。例えば民事再生	- 本制度において、多数決による権利変更（債務の減免、期限の猶予等）の対象となるのは、担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分は除いた部分に限定しているものの、担保付債権であっても、対象債権の要件を満たすものは、本制度（一時停止の要請の対象等）に含まれるものとして考えております。 - そのため、当該保全部分の対象債権者についても、当該保全部分について議決権は有しないものの、対象債権者集会

	手続における別除権協定のように保全債権者の意向も反映できるスキームをご検討いただきたい。	に出席し、意見を述べることはできるものとして、検討を進めております。
29	「①対象債権者集会の概要」「②議決権の考え方」「④反対債権者に係る懸念」について、本報告書案に賛成する。 - 可決要件については、報告書案に賛成する。	頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。
30	- 頭数要件には反対である。頭数要件を課すべきではない。 - 本手続は、金融債権を有する「プロ債権者」の集団的意思決定を前提とする制度であることからすれば、頭数要件を設ける実質的な理由はなく、また、債権額によって可決要件を決めることで迅速に手続を進行させるべきであることから、頭数要件には反対である。 - 全員同意を前提とすることで公平性を担保している現行の私的整理手続と異なり、多数決によって債権者の権利変更を強制できる本制度においては、①多数決によって反対債権者に権利変更を強制することの正当性の確保、②再生計画の合理性・公平性の確保、が制度設計を行ううえでの前提と認識している。 - 本報告書（案）では、公平中立的な第三者機関である指定法人と裁判所が手続に関与することで、事業者が本制度を利用することの正当性、再生計画案の策定手続の透明性・公平性を担保し、また、決議要件に頭数要件を設ける等、多数決の濫用防止にも慎重に配慮した内容が提示されており、大筋の	小委員会のオブザーバーから指摘のあった、可決要件への頭数要件の追加については、大半の委員が不要との立場であったものの、オブザーバーからは、少額債権者保護のために頭数要件は必要との強い意見があったため、単一の対象債権者が議決権者の議決権の総額の4分の3以上の議決権を有する場合に限り、可決要件に対象債権者集会に出席した議決権者の過半数の同意を頭数要件として加重することとして、一定の条件下でのみ頭数要件を加重する制度とすることで、手続の迅速性と少額債権者の保護を両立するものと考えております。

	制度設計についても異論はない。 - 可決要件に頭数要件を加重する判断における「単一の対象債権者」に関し、実質的に単一的意思決定を行う債権者群による濫用防止の観点も考慮に入れた定義を検討いただきたい。 「単一の対象債権者が議決権者の議決権の総額の4分の3以上の議決権を有する場合に限り、…」とあるが、例えば持株会社の下にある2つの銀行が債権者となっている場合には合算して考えるべきではないか。 - 手続きの迅速化等を通じて事業価値の棄損を回避しつつ、事業再構築の円滑化を図るという趣旨は理解するものの、本制度は「金融債権者の数が相対的に多い大企業や中堅企業の活用が想定」されており、即ち単一の債権者が議決権の総額の4分の3以上を占める状況は極めて限定的と想定される。今後の法制化においては、こうした想定も踏まえて、制度設計をしていただきたい。	
31	指定法人における早期事業再生計画の調査について、スポンサー企業からの支援が含まれている場合には、当該スポンサー企業の適切性等も確認するようにしていただきたい。	頂いた御意見も参考に、今後、指定法人による早期事業再生計画の調査事項については、具体的な検討を進めてまいります。
32	多数決によって、早期事業再生計画に不同意の債権者の権利変更を余儀なくされる蓋然性がある以上、株主責任や経営者責任のあり方については、現行の事業再生手続と同等の責任を負う枠組みとする必要がある。	株主責任や経営責任に関しては、例えば、事業再生ADRでは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第29条第1項において、債権放棄を伴う事業再生計画案については、株主の権利の全部又は一部の消滅について定められていること（第3号）や、役員の退任について定められてい

	本制度では手続の対象者は対象債権者のみとなっているが、現状の事業再生 ADR 等の実務と同様の効果を得るべく、本制度による対象債権の権利変更の効力発生条件として、既存株主の権利変更（株式の無償取得や減資）や社債権者集会における社債の権利変更決議を条件とすることができる、と考えてよいか。（そのような効力発生条件を付けられるようにするべきとの趣旨である）	ること（第４号）等に該当するものとするものとされております。 頂いた御意見も参考に、今後、株主責任や経営者責任の在り方、社債権者集会との連関性等については、具体的な検討を進めてまいります。
33	- 決議が対象債権者全員の同意で成立したとき、対象債権の権利変更が直ちに効力を有するが、そのとき、事業者は、対象債権者が権利変更に同意する前提となった早期事業再生計画を誠実に遂行するものとするを法律で明示すべきである。 - 多数決で可決し、裁判所の認可決定確定により決議が成立し、権利変更の効力が生じた場合も同様である。	- 本制度において、対象債権者集会は、対象債権（非保全部分に限る。）の権利変更を決議するために招集されるものとして、検討を進めております。 - 以上の前提のもと、早期事業再生計画は、権利変更決議の賛否の判断に資する内容として、指定法人による当該計画の調査の結果と共に対象債権者に提示されるものと考えております。
34	反対債権者に対する債権買取請求権を導入しない考え方に賛成である。ただし、実務的には、事情が許せば、事業者は、早期事業再生計画において、反対債権者に対して、弁済計画を強制するだけでなく、反対債権者の対象債権を買取るという選択肢を付与することを検討することが期待される。	決議後に反対債権者に与信取引が残る場合の懸念については、反対債権者のみを優遇した場合、反対を助長する可能性がある点にも留意しつつ、頂いた御意見も参考に、実務的な対応等については、今後、具体的な検討を進めてまいります。
35	早期事業再生計画に「事業の移転等や、雇用や労働条件の変更を含む内容がある場合」には、対象債権者集会に過半	本制度において、対象債権者集会は対象債権者によって組織され、当該対象債権者に対して、その債務者（事業者）が、対象債権者の権利の変更に関して決議する場として考えて

	数労働組合等の出席を認めるとともに、過半数労働組合等にも意見陳述の機会を付与すべきである。	おります。 ・ 以上の前提のもと、頂いた御意見も参考に、今後、必要性を精査の上、検討を進めてまいります。 ・ その上で、報告書案においても、「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要である。」と記載されている点も踏まえ、今後、労働組合等との協議等の対象債権者への共有の在り方について、具体的な検討を進めてまいります。
(6) 裁判所による対象債権者集会の決議の認可手続		
36	・ 決議の認可不認可の判断に際して、裁判所が指定法人の調査報告の内容を考慮すべき義務のあることを明示すべき。 ・ 「①裁判所の審査対象・認可要件」及び「②即時抗告」について、本報告書案に賛成する。ただし、指定法人が決議前に権利変更の内容や早期事業再生計画について調査・報告し、裁判所が不認可事項を迅速かつ適切に判断することができる制度（調査費用の負担、調査期間の確保、調査権限の付与等）が前提となる。 ・ 指定法人の調査事項については、事業再生 ADR 等の既存の準則型私的整理にて、確認事項とされている内容（産業競争力強化法施行規則 28 条、29 条等）と同様の内容とすべき。	・ 裁判官の判断を徒に拘束するおそれがあるため、本制度における裁判官の考慮義務として規定することは困難であるものの、権利変更に関する決議及び早期事業再生計画に対して、指定法人は、法令適合性、清算価値保障原則の遵守の有無のほか、事業者の資産及び負債の算定や対象債権の権利変更後の事業者の財務状況の予測、担保目的物の評価を含む資産及び負債の評定が適切・公正に行われているか等も調査を行うこととし、当該調査が行われたことを踏まえて裁判所は認可の決定をするものとして、検討を進めております。
37	・ 裁判所が決議の認可を決定することができない要件として、「過半数労働組合等との協議など、労働者の理解と協力を得る努力がなされていないとき」を追加すべき。	・ 報告書案では、早期での事業再生を円滑に行うことができるよう、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、（商取引債権や労働債権は入らない）金融債務の整理を迅速に行うことができる制度として検討を進めており、本手続によって、本制度の対象外で

		ある労働債権の権利変更が可能となるものではありません。 ・ 以上の前提のもと、頂いた御意見も参考に、今後、必要性を精査のうえ、検討を進めてまいります。
38	・ 少なくとも、裁判所への認可申請書において「過半数労働組合等との協議状況」の確認を義務づけることとすべき。	・ 裁判所は、対象債権者集会の決議の認可の申立てがあった場合、権利変更に関する内容及び早期事業再生計画に関して、指定法人による法令適合性、清算価値保障原則の遵守の有無等の調査の結果も踏まえて、認可の決定をするものとして、検討を進めております。 ・ 以上の前提のもと、報告書案においても、「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要である。」と記載されている点も踏まえ、頂いた御意見も参考に、具体的な検討を進めてまいります。
39	・ 「決議事項が遂行される見込みがないことが明らかであるとき」との要件について、新制度による一連の手続を経た後は、債務者である事業者は計画にもとづく労働者に不利益な処分を強行せざるを得なくなり、それによって労使紛争が激化し、計画自体がとん挫する可能性が生じる。 ・ そうした事態を防ぐためにも、「早期事業再生計画の中で人員整理や労働条件の不利益変更などその他の労働者に不利益な処分を定め、それらを実行することに関して、対象債権者集会での決議や裁判所の認可によって、当該処分が法に適合することを推定する根拠とはなし得ないことについて留意しなければならない」旨を明記すべき。	・ 報告書案では、早期での事業再生を円滑に行うことができるよう、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、（商取引債権や労働債権は入らない）金融債務の整理を迅速に行うことができる制度として検討を進めており、本手続によって、本制度の対象外である労働債権の権利変更が可能となるものではありません。 ・ 以上の前提のもと、本制度による対象債権者集会における決議や裁判所の認可の法的な効力が及ぶ範囲は、あくまで権利変更の対象となる金融債権であり、当該決議や認可のみによって、御指摘の労働者に不利益な処分が労働法制上可能になるものではないと認識しております。 ・ そのため、頂いた御意見も参考に、この旨の周知方法等について、今後、具体的な検討を進めてまいります。

40	早期事業再生 計画実施後の一定の時期に、雇用や労働条件の変更などが生じているか否かを含め、裁判所にも計画の進捗状況報告を行うこととする必要がある。	- 報告書案では、早期での事業再生を円滑に行うことができるよう、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、（商取引債権や労働債権は入らない）金融債務の整理を迅速に行うことができる制度として検討を進めており、本手続によって、本制度の対象外である労働債権の権利変更が可能となるものではありません。 - また、定期報告等については、仮に計画の履行状況において計画と乖離がある場合には、特に直接的な利害関係を有する対象債権者が是正を求めることが効果的であると考えております。 - 以上の前提のもと、頂いた御意見も参考に、今後、必要性を精査のうえ、検討を進めてまいります。
（７）指定法人		
41	- 経済産業大臣は、「公平中立的な第三者機関（指定法人）」をどのように選定して指定を行うのか。 - また、当該指定法人は、本制度に係る手続申請を行った「経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前）の事業者」が、事業再生を実現できるよういわゆる「伴走支援」のようなことを行う機能も担わせるのか（仮にそのような機能を制度として設けない場合には、その理由は何か）。 - 多数決による決議で反対債権者を含めて権利変更を行うことができる制度であることを踏まえ、第三者機関（指定法人）あるいは裁判所などの公的機関による手続の監督や報告の提出など、債務者や債権者以外の第三者が確実に適正にチェックすることが必要である。その上で、第三者機	- 指定法人の指定に当たっては、手続の監督等に関する業務を適確に実施するに足る経理的及び技術的基礎を有すること、手続の当事者と利害関係のある者が関与しない体制を整備していること及び個別の手続の監督を行う者として一定の要件を満たす者を選任することができること等を要件とすることを考えております。 - なお、小委員会の委員からは、「指定法人が既存の制度・枠組みを活用する場合には、新しい制度の活動にふさわしい体制を備えているか等について、改めて確認すべき」、「制度の手続を監督するにとどまらず、事業者の事業再生をサポートすることも指定法人の機能として備えておくべきではないか」との意見があったところ、頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。

	関（指定法人）の指定要件については、例えば、第三者機関（指定法人）がそうした機能を果たすことができる体制を備えていることや、手続実施者の選任の権限やプロセスの妥当性を高めること、手続実施者は管財人等の経験を一定程度有する者に限ることなど事業再生 ADR よりも厳格に指定要件を定めるべきである。 ・ 指定法人の要件については、賛成である。 ・ ただし、早期事業再生計画は、事業再生の専門家の補助を受けながら事業者が自らの責任において作成すべきものであり、指定法人は、事業者が策定した早期事業再生計画について、その公正性、公平性、経済合理性、遂行可能性などを専門的知見に基づき調査し、その結果を報告書として取りまとめて、対象債権者の同意判断に資する情報を提供することが本来の職責である。 ・ したがって、指定法人に事業再生をサポートする機能を求めるとしても、それは事業者に対する助言や事業者と債権者間の意見調整に留まるべきであって、指定法人が事業者の早期事業再生計画における具体的施策を立案したり介入したりすることは必ずしも適切ではない。 ・ 本制度では事業再生 ADR と同様の手続運用がなされるべきであることから、本制度の指定法人は、事業再生 ADR における認定紛争解決事業者と類似または同一の要件を満たす者とすべきである。	
--	--	--

	・ 事業再生 ADR における認定紛争解決事業者より要件を加重することについては、迅速に手続運営が行われている事業再生 ADR の実務と比べ、過度に重厚な手続運営となってしまうおそれがあり、反対である。 ・ また、指定法人が、早期事業計画の可決に向けて、事業者（債務者）と対象債権者との間の調停・斡旋・和解の仲介などの役割を求められるのであれば、弁護士法との関係で非弁行為（弁護士法 72 条）とならないように弁護士の関与を必須とすべきである。 ・ 今後の詳細設計では、指定法人の具体的な役割や業務範囲、経済産業大臣による指定を受けるための資格要件などを明確にする必要がある。 ・ また、中小企業事業再生ガイドラインにおける第三者専門家のように、都市部に集中すると、地方・郡部の事業者が利用しにくい制度となる懸念があるため、制度運用にあたっては、地方への十分な配慮をお願いしたい。 ・ 本制度を既存の準則型私的整理を前置する制度とする場合、事業再生 ADR の認証紛争解決事業者又はそれと同等の組織体制・専門的知見を有する法人が本制度の指定法人となる制度設計がなされるべきである。	
42	・ 安易な人員整理や労働条件の引き下げなどが行われないようにする観点から、早期事業再生計画の内容を精緻に確認することが可能となるよう、計画を確認した第三者機関（指定法人）にも一定の責任を負わせる仕組みを整備する	・ 報告書案では、早期での事業再生を円滑に行うことができるよう、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、（商取引債権や労働債権は入らない）金融債務の整理を迅速に行うことができる制度とし

	必要がある。第三者機関（指定法人）に定期的なモニタリングなどを行わせ、その結果を公的機関に報告させる義務を課すことも考えられるのではないか。	て検討を進めており、本手続によって、本制度の対象外である労働債権の権利変更が可能となるものではありません。 ・ 以上の前提のもと、定期報告等については、仮に計画の履行状況において計画と乖離がある場合には、特に直接的な利害関係を有する対象債権者が是正を求めることが効果的であると考えております。 ・ この点において、例えば、事業再生 ADR では債権放棄を伴う計画にもとづく事案について、債務者は、債権者及び認証紛争解決事業者に対し、事業再生計画の進捗状況の報告を行うこととされております。 ・ 上記を踏まえ、頂いた御意見も参考に、今後、計画のモニタリングについて、具体的な検討を進めてまいります。
(8) その他		
43	・ 事業再生 ADR から本制度に移行する場合などにおいては、重複した手続きを回避し、迅速に早期事業再生計画の成立が可能となるように、円滑な移行手続きの仕組みを整備することが重要である。 ・ 事業再生 ADR 等の既存の準則型私的整理から本制度に移行するケースが考えられることからすると、本制度各論の内容はできるだけ事業再生 ADR と類似する内容にすることが望ましいと考える。 ・ 本制度において、その前段階である私的整理からの取扱いの連続性・手続のスムーズな移行を確保することは非常に重要である。今後、本制度の具体的なルールを検討するにあたっては、手続の連続性確保の観点を十分に考慮すべきと考える。	・ 事業再生 ADR から本制度への移行を円滑化するため、基本的な枠組みの基準は、事業再生 ADR を参考に規定することとして、頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。

44	対象となる事業者を「経済的に窮境にある」状態の前段階として「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」とする場合、事業再生 ADR から本制度への円滑な移行のためにも、事業再生 ADR における対象となる事業者についても、同様に、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」に拡大することが相当である。	頂いた御意見も参考に、今後、検討を進めてまいります。
45	- 本制度の対象事業者を、「経済的に窮境にある」状態の前段階として、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」とした場合、対象債権を減免したときの対象債権者と事業者（債務者）の税務処理が適切に行われることができるように税務当局の確認を得ることが重要である。 - 債権者が債権放棄を行うケースにおいて無税償却ができること、また債務者が債務免除益と相殺できるように資産評価損等を損金算入できることを明確化していただきたい。	本制度に基づき、債権放棄を含む権利変更を行うことになった場合や債務者が資産を評価替えした際の税務上の取扱いについては、事業再生 ADR 等における取扱いも参考に、今後、その取扱いについて明確化を図ってまいります。
46	新制度による事業再編が行われる場合にも、労働関係法令等の遵守徹底が求められることを第三者機関（指定法人）および事業者に周知徹底することが重要である。	- 報告書案では、早期での事業再生を円滑に行うことができるよう、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、（商取引債権や労働債権は入らない）金融債務の整理を迅速に行うことができる制度として検討を進めており、本手続によって、本制度の対象外である労働債権の権利変更が可能となるわけではありません。 - 以上の前提のもと、報告書案においても、「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要である。」と記載されている点も踏まえ、頂いた御意見も参考に、今後、第三者機関及び事業者への周知の方策について、具体的な検討を進めてまいります。

47	「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会」には、一般社団法人全国銀行協会等の業界団体がオブザーバー参加しているが、当該業界団体の意見について御紹介いただきたい。（本制度の創設に賛同しているのか。賛同しているとするとその理由は何かを含むが、これらに限られない。）	小委員会における議論については、下記の弊省 HP で議事録を公開しているため、議事録を御覧いただくようお願いします。 （参考）産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/index.html
48	「金融機関等」には、「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会」にオブザーバー参加していない業界も存在するのではないかと思われるが（貸金業業界や保険業界等）、当該業界団体等の意見は確認しているのか（当該小委員会にオブザーバーとして参加いただいていないのはなぜか）。少なくともヒアリング等は実施されているものと考えられるが、当該業界団体の意見についても御紹介いただきたい。	報告書案については、小委員会における議論に加えて、関係省庁・関係団体とも意見交換を行ったうえで、取りまとめております。
49	本制度の管轄裁判所について、会社更生と同様に、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所を選択することも可能（会社更生法5条6項参照）とすべきと考える。	頂いた御意見も参考に、今後、具体的な検討を進めてまいります。

（以上）